

令和元年度 一般社団法人東京電業協会との意見交換会

- 日時：令和2年2月13日（木）16時45分～17時45分
- 場所：東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室22

○ 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 都の入札契約制度等に関する要望について
- (2) その他報告等

3 閉 会

令和2年2月13日

令和元年度 一般社団法人東京電業協会との意見交換会 出席者名簿

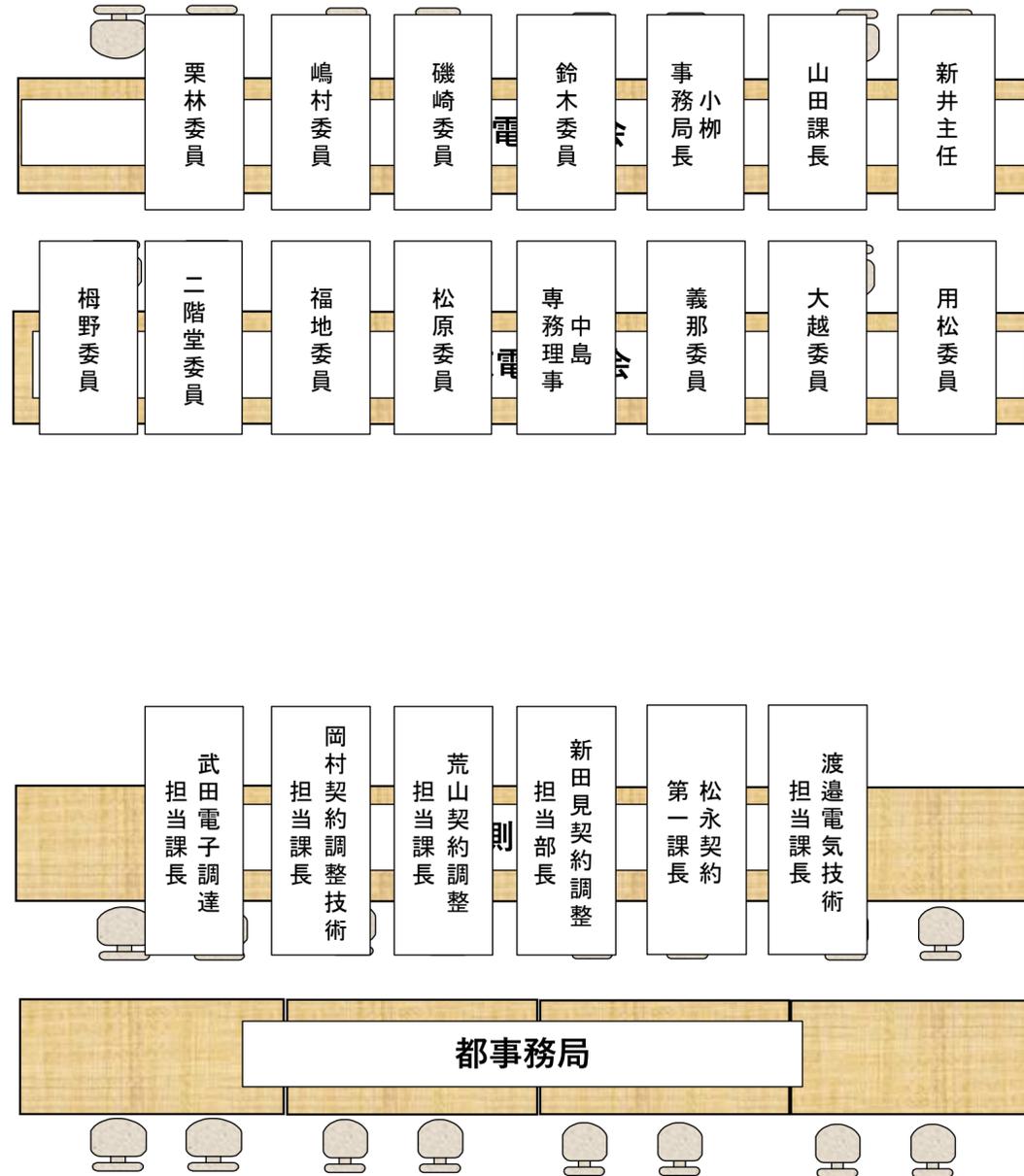
◎ 一般社団法人東京電業協会	(敬称略、順不同)
政策委員	義那 和哉
政策委員	松原 重弘
政策委員	磯崎 勝
政策委員	大越 敦史
政策委員	栗林 審
政策委員	嶋村 和広
政策委員	鈴木 芳也
政策委員	梶野 真一
政策委員	二階堂 徹也
政策委員	福地 真
政策委員	用松 健一
専務理事	中島 毅
事務局長	小柳 和夫
事務局	山田 和則
事務局	新井 秀明
◎ 学識経験者	
入札監視委員会制度部会長	堀田 昌英
入札監視委員会制度部会委員	仲田 裕一
入札監視委員会制度部会委員	斉藤 徹史
入札監視委員会制度部会委員	原澤 敦美
◎ 都側職員	
財務局契約調整担当部長	新田見 慎一
財務局経理部契約調整担当課長	荒山 英之
財務局経理部契約調整技術担当課長	岡村 忠祐
財務局経理部電子調達担当課長	武田 秀章
財務局経理部契約第一課長	松永 光智
財務局建築保全部電気技術担当課長	渡邊 俊幸

東京電業協会との意見交換会 会場レイアウト図

日時:令和2年2月13日(木) 16時45分

場所:第二本庁舎31階 特別会議室22

入札監視委員会制度部会



速記席

取材位置

(敬称略)

【出入口】

※座席のレイアウトについては現時点での予定です。

プレス受付

東京都財務局との意見交換会 要望・質問事項について

一般社団法人東京電業協会

○総合評価方式における共同企業体の結成について

入札契約制度改革本格実施後の入札結果を見ると、規模を問わず単体での受注が多くなり、共同企業体での落札件数は制度改革前と比べ大きく減っている。

共同企業体は、中小企業の受注機会確保や技術力研鑽の機会を創出し、建設業全体の技術力の確保・向上を図る観点からも、モデル工事等を含む共同企業体が率先して組成される環境作りが重要であると考えている。

現在電気設備工事では技術者育成モデルJV工事の対象が少なく、共同企業体結成の意義を踏まえ適用案件を増やしていただきたい。また、現状の落札状況を踏まえた加点内容等について検証した結果や、今後の方針について教えていただきたい。

併せて、共同企業体を結成することにより享受できるメリットとして、総合評価方式における入札時評価点の加点と合わせ、例えば、地元中小企業と共同企業体を結成した場合、工事成績評定で加点評価する仕組み等を併用することにより、より共同企業体が組成されるのではないかと考える。総合評価方式での加点と併せた運用について検討をお願いする。

○施工時期の平準化について

現在オリンピックの開催を控え、公共建設工事・民間建設工事ともに逼迫感があり、工期・竣工時期が重なり必要な技術者・技能者が確保できず、工事の進捗に大きく影響を及ぼしている。

東京都では、不足する人材に対応すべく「平準化率」を採用し、設備工事では令和3年度に平準化率0.8以上を目標と設定されている。現在の平準化率の状況と、今後の具体的な取組等について教えていただきたい。

○年間発注予定情報における落札者の選定方式の記載について

技術者・技能者不足の中で、効率的かつ計画的に人員配置を検討し、受注に向け活動をしている。年間発注予定情報における落札者選定方法の公表については、いくつかの局で取り組んでいただいているが、受注者にとって人員配置・受

注計画の策定に不可欠な情報となっているので、是非公表していただきたくお考えについて伺いたい。

○週休 2 日制モデル工事について

建設業において長時間労働の改善に向けた取組として、休日の確保は早急に対応が必要な問題である。

週休 2 日を実現するために、発注者指定型のモデル工事をより多くの案件で採用いただきたい。また、発注にあたり、確実に休日の取得が可能となる、適切な日数の確保による工期設定をお願いする。

さらに、モデル工事において、指定した週休日に休むことができない原因・課題を抽出し、検証した結果について速やかに公表をしていただきたい。受発注者が問題の改善に向け協力して取り組むことで、週休 2 日の実現が可能となると考えている。

週休 2 日の実現に向けた迅速な対応をお願いする。

○概成工期の設定と運用について

現状工期末において前工程の遅延により、電気設備工事業者へのしわ寄せが多々発生している。遅延による影響は、計画外の人員確保や施工調整、コストの増加や休日の返上などを招く要因となり、現場従事者に大きな負担となる。

こういった実態を踏まえ、概成工期の設定と運用について、発注者の責任において全工種受注者が厳守する事項として取扱い、他工種への徹底した指導をお願いしたい。

○適切な工期監理について

工事の工程管理や進捗確認のため、発注者が承認する全体の実施工程表が策定される。この工程表について、その工程表より遅れが見受けられた場合や、後工程を圧縮して工程変更した場合等には、その結果により後工程業者にしわ寄せが発生しないよう、発注者として適切な指導を行っていただきたい。

工事請負契約標準約款の一部改正について

◇ 東京都の契約で使用する工事請負契約標準約款について、改正民法への対応等を図るため、令和2年4月1日付けで、一部を改正します。

施行日：令和2年4月1日 適用：施行日以降に契約締結する案件

主な改正箇所

瑕疵担保責任に関する見直し

【改正の概要】

- 改正民法を踏まえ、「瑕疵」という用語を、「種類又は品質に関して契約の内容に適合していないもの(以下「契約不適合」という。)」に見直しました。
- 改正民法を踏まえ、契約不適合があった場合の発注者の権利として、履行の追完請求権と代金の減額請求権を規定しました。

契約不適合責任の担保期間に関する見直し

【改正の概要】

- 発注者は、工事目的物の引き渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下「請求等」という。)をすることができないこととしました。
- 上記にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者はその責任を負わないこととしました。
ただし、一般的な注意の下で発見できなかったものについては、引き渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができることとしました。
- 上記で規定したそれぞれの期間内に契約不適合を発見した旨を通知したときは、当該通知から1年以内に請求等を行うことで当該期間内に請求等をしたものとみなすこととしました。
- そのほか、契約不適合が受注者の故意又は重過失によるものであるときは民法の定めるところによること等を規定しました。

契約解除権に関する見直し

【改正の概要】

- 改正民法を踏まえ、発注者の解除権、受注者の解除権共に催告解除と無催告解除に分けてそれぞれ解除事由を規定しました。
- また、催告解除については、債務不履行の内容が軽微であるときは、契約を解除できないこととしました。

損害賠償請求権に関する見直し

【改正の概要】

- 改正民法を踏まえ、発注者の損害賠償請求権については、工事目的物に契約不適合があるときや受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき等を規定しました。
- また、受注者の損害賠償請求権については、発注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき等を規定しました。

その他の見直し

【改正の概要】

- 遅延違約金等の利率の根拠を明確に規定しました。
なお、現時点での当該率は年5%であり、当面の運用に変更はありません。
- 契約保証金の納付に代わる保険会社との間の履行保証保険契約及び保証事業会社の保証については、契約の解除が破産法の規定による破産管財人、会社更生法の規定による管財人又は民事再生法の規定による再生債務者等によりなされた場合についても保証されるものでなければならないこととしました。
- これまで、受注者に排除措置命令又は課徴金納付命令(以下「命令」という。)があった場合を契約解除の対象としてきましたが、今後は、命令の対象とならない違反事業者であっても契約解除の対象とすることとし、併せて、損害賠償請求の対象とすることとしました。

※ その他、所要の改正を行いました。

★ 設計等委託の契約約款及び関係規程等も順次見直していきます。